

株式会社エビデンスケア研究所
指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業
運営規程・重要事項

R7.4.1

（事業の目的）

第1条 株式会社エビデンスケア研究所が設置するアイエック訪問看護ステーション・アイエック訪問看護ステーション西・アイエック訪問看護ステーション東部（以下「ステーション」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の円滑な運営管理を図るとともに、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、病気や怪我等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ医が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（指定訪問看護の運営方針）

第2条

1. ステーションの看護師等は利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその在宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し支援する。
2. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
5. 指定訪問看護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|--|
| (1) | 名 称 | アイエック訪問看護ステーション |
| | 所在地 | 福岡市南区花畑1丁目20-17 |
| | 連絡先 | TEL 092-557-1707 FAX 092-557-1708 |
| (2) | 名 称 | アイエック訪問看護ステーション西 |
| | 所在地 | 福岡市早良区賀茂3丁目17-27 |
| | 連絡先 | TEL 092-836-8667 FAX 092-836-8668 |
| (3) | 名 称 | アイエック訪問看護ステーション東部 |
| | 所在地 | 福岡市東区箱崎ふ頭3丁目3-21-1403号 |
| | 連絡先 | TEL 092-409-7920 / 092-410-3931 FAX 092-410-3932 |

（従業員の職種・員数及び業務内容）

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

| 訪問看護事業所 | 管理者 | 看護職員 | 理学療法士等 | 事務職員 |
|---------|------|---------------|---------------|---------------|
| アイエック | 常勤1名 | 常勤4名 非常勤2名 | 常勤2名 非常勤7名 | 常勤1名 非常勤1名 |
| アイエック西 | 常勤1名 | 常勤1名 非常勤5名 | 常勤2名 非常勤4名 | 常勤1名 非常勤0名 |
| アイエック東部 | 常勤1名 | 常勤4名 非常勤3名 | 常勤3名 非常勤3名 | 常勤0名 非常勤1名 |

1. 管理者 看護師 1 名（常勤兼務）
管理者は、主治医の指示に基づき、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、法令等において指定されている指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
2. 看護師 3 名以上（常勤換算）
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）にあたる。
3. 理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士 実情に応じ適当数を配置
理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。
4. 事務職員 1 名以上（常勤兼務）
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営 業 時 間 9 時 00 分から 18 時 00 分までとする。
- (3) サ ー ビ ス 対 応 日 年中はすべて対応する。
- (4) サービス提供時間 0 時 00 分から 24 時 00 分までとする。
- (5) サービス日時の備考 日曜日・年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）については、利用者、家族、介護支援相談員との相談により、医療管理が必要な場合は適宜訪問する。
- (6) 休 日 土曜日・日曜日・年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）とする。

（業務の内容）

第 6 条 ステーションで行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）は、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、妥当適切に行うことを目的として次の業務を行う。

1. 訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。
 - (1) 病状・障害の観察
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等・日常生活の世話
 - (4) リハビリテーション
 - (5) ターミナルケア
 - (6) 床ずれの予防・処置
 - (7) 認知症利用者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置
2. 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）
3. 訪問看護報告書の作成

（利用料等）

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、次のとおりとする。

1. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その自己負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。尚、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用額の算定に関する準備」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）並びに「指定介護予防サービスに要する費用額の算定に関する準備」（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 19 号）によるものとする。
2. 次条に定める通常の実施領域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。
 - (1) 片道おおむね 20 キロメートル未満 0 円
 - (2) 片道おおむね 20 キロメートル以上 500 円

3. 前 2 項の利用料金等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料と並びにその他の利用料の内容および金額に関し事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名・捺印を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。*一部については相談に応じる

- (1) アイエック訪問看護ステーション
福岡市南区、城南区、中央区、那珂川市の一部、春日市の一部
- (2) アイエック訪問看護ステーション西
福岡市早良区、西区、城南区、中央区
- (3) アイエック訪問看護ステーション東部
福岡市東区、博多区、中央区、糟屋郡の一部

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第 9 条

1. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）提供時に利用者に病状の急変やその他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡し指示を求める等の必要な処置を講じるとともに、管理者へ報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅支援者（介護予防に当たっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 10 条 看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(個人情報保護の方針)

第 11 条 ステーションは、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を保護するため、次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施する。

1. ステーションは、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得する。また、個人情報の利用に当たっては、利用目的を明確にし、その目的の範囲内での利用に限定する。
2. 個人情報の管理は厳重に行うこととし、法令に基づく場合を除き、利用者の同意を得ることなく、第三者に対し個人情報を開示又は提供することはない。また、当社は、個人情報の漏えい、滅失、き損又は不正アクセス等の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うとともに、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力する。
3. ステーションは、個人情報を適切に取扱うため、すべての従業員に対する教育の徹底、社内規程やマニュアルの整備などを通じ、管理体制の構築及び運用について継続的改善を実施する。
4. ステーションは、個人情報保護に関する窓口を設置し、苦情及び相談が生じた場合は誠意を持って適切かつ迅速に対応する。また、利用者の個人情報について、その利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の申し出があったとき、その他、個人情報に関する利用者からの問い合わせに対しては、法令に基づき、合理的な範囲で対応する。
5. ステーションは、利用者及び家族の個人情報を以下の目的に限り利用することができる。
 - (1) 利用者に提供する介護サービス
 - (2) 介護保険事務
 - (3) 管理運営業務
 - (4) 損害賠償などに係る保険会社への相談又は届出などのため
 - (5) 利用者の介護サービスの向上に関する取り組み又は教育・研修

(苦情処理)

第 12 条

1. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。
2. ステーションは、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関連し法第 23 条の規定により、市町村から指

導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 3.
ステーションは、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係わる利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4. ステーションにおける苦情の相談窓口は以下の通り設置する。

〒811-1356 福岡市南区花畑 1-20-17
株式会社エビデンスケア研究所 個人情報保護相談窓口
TEL 092-557-1707
代表取締役 國本智江美
受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00（年末年始を除く）

（虐待の防止のための措置）

第 13 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
2. ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備し実施する。
3. ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するため、各ステーションの管理者を担当者として配置する。

（訪問看護医療 DX 情報活用）

第 14 条 ステーションは、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する

- (1) レセプトオンライン請求を行っている。
- (2) オンライン資格確認等を行う体制を有している。
- (3) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛けを行っている。
- (4) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護サービスを行うことについて、閲覧できるように整備及びウェブサイトに掲示している。

（その他運営について留意事項）

第 15 条

1. ステーションは従業者の質の向上のため、研修機会を次のとおりに設けるものとする。
 - (1) 採用時研修（新人教育/試用期間 6 か月までの間で随時）
 - (2) 継続研修
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約する。
4. ステーションの従業者に、その同居家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。
5. ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管するものとする。
6. この規程を定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社エビデンスケア研究所 代表取締役 國本智江美が定めるものとする。